しくは第十八条の四第一項」と、「定める規定」とあるのは「定める規定若しくは震災特例法第十八条の五第一項に規定する震災特例規定」と、同条第二項中「第四十三条の三の規定」とあるのは「第四十三条の三の規定又は震災特例法第十七条の二の二第一項、第十七条の二の三第一項、第十八条の二第一項若しくは第十八条の四第一項の規定若しくは震災特例法第十八条の五第一項に規定する震災特例規定」として、同条の規定を適用する。

第十八条の六第一項中「単体特例規定」を「震災特例規定」に改め、同項後段を削る。

第十八条の八第一項第二号ロを次のように改める。

ロ　当該事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額に相当する金額

第十八条の八第二項中「（連結事業年度において積み立てた第二十六条の八第一項の福島再開投資等準備金を含む。）」を削り、「前事業年度等から」を「前事業年度から」に、「前項第二号イ」を「同項第二号イ」に、「（同条第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度等の」を「又は前事業年度」に改め、「（同条第二項から第四項までの規定により益金の額に算入された金額を含む。）」を削り、同条第三項中「（連結事業年度において積み立てた第二十六条の八第一項の福島再開投資等準備金を含む。）」を削り、「前事業年度等」を「前事業年度」に改め、同項第三号中「第十八条の六第一項前段」を「第十八条の六第一項」に改め、同条第四項中「（連結事業年度において積み立てた第二十六条の八第一項の福島再開投資等準備金を含む。）」及び「同日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同日を含む連結事業年度。」を削り、「「基準事業年度等」を「前事業年度」に、「前事業年度等の」を「基準事業年度」に、「基準事業年度等に」を「基準事業年度に」に改め、「（同条第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）」を削り、同条第五項中「（連結事業年度において積み立てた第二十六条の八第一項の福島再開投資等準備金を含む。）」を削り、同条第七項中「第五十六条第六項」を「第五十六条第五項」に改め、同条第十項中「（連結事業年度において積み立てた第二十六条の八第一項の福島再開投資等準備金を含む。）」及び「（同条第十一項前段に規定する場合を除く。）」を削り、「有する第一項」を「有する同項」に改め、「（当該合併法人の当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の福島再開投資等準備金の金額）」を削り、同条第十一項中「又は第二十六条の八第十一項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、「（その適格合併後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、同条第十三項中「（連結事業年度において積み立てた第二十六条の八第一項の福島再開投資等準備金を含む。）」、「（同条第十四項前段に規定する場合を除く。）」及び「（当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の福島再開投資等準備金の金額）」を削り、同条第十四項中「（連結事業年度において積み立てた第二十六条の八第一項の福島再開投資等準備金を含む。）」を削り、同条第十五項中「又は第二十六条の八第十四項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、「（その適格分割後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、同条第十六項中「又は第二十六条の八第十四項」及び「（その適格分割後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、「これらの規定に規定する前事業年度等」を「前事業年度」に改め、「又は同条第十四項」を削り、同条第十七項中「（連結事業年度において積み立てた第二十六条の八第一項の福島再開投資等準備金を含む。）」を削る。

第十九条第一項中「期間に」を「期間（通算子法人にあっては、同法第七十二条第五項第一号に規定する期間）に」に改め、同条第四項中「（連結事業年度において第二十七条第一項の規定の適用を受けたものを含む。）が、第一項」を「が、同項」に、「同条第一項に規定する買換資産（以下この項において「連結買換資産」という。）を含む」を「同項の規定の適用を受けた事業年度以後の事業年度において法人税法第六十四条の十一第一項、第六十四条の十二第一項又は第六十四条の十三第一項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する時価評価資産に該当するものを除く」に改め、「（当該買換資産が連結買換資産である場合には、同条第一項の表の各号の下欄に規定する地域）」を削り、「（第一項の表」を「（同表」に、「若しくは第二号の下欄又は同条第一項の表の第一号の下欄のロ若しくは」を「又は」に改め、「（当該買換資産が連結買換資産である場合には、同条第一項の規定により損金の額に算入された金額）」を削り、同条第十一項中「連結事業年度において第二十七条第一項又は第八項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する買換資産（以下この項及び次項において「連結買換資産」という。）を含む」を「これらの規定の適用を受けた事業年度以後の事業年度において法人税法第六十四条の十一第一項、第六十四条の十二第一項又は第六十四条の十三第一項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する時価評価資産に該当するものを除く」に改め、「（当該買換資産が連結買換資産である場合には、同条第一項の表の各号の下欄のロ若しくは」を「又は」に改め、「（当該適格合併等の後において連結法人に該当するものを除く。）」及び「（当該買換資産が連結買換資産である場合には、同条第一項の表の各号の下欄に規定する地域）」を削り、「（第一項の表」を「（同表」に、「若しくは第二号の下欄又は同条第一項の表の第一号の下欄のロ若しくは」を「又は」に改め、「（当該買換資産が連結買換資産である場合には、同条第一項の規定により損金の額に算入された金額）」を削り、同条第十一項中「連結事業年度において第二十七条第一項又は第八項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する買換資産（以下この項及び次項において「連結買換資産」という。）を含む」を「これらの規定の適用を受けた事業年度以後の事業年度において法人税法第六十四条の十一第一項、第六十四条の十二第一項又は第六十四条の十三第一項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する時価評価資産に該当するものを除く」に改め、